

デジタル推進タスクフォース設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市デジタル推進委員会設置要綱第7条1項に規定するデジタル推進タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 タスクフォースは、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 船橋市デジタル推進委員会（以下「委員会」という。）の委員長が指名した所属長

(2) 所管業務に精通した職員のうちから前号に規定する所属長が選任した者

2 タスクフォースにリーダー及びサブリーダーを置き、これらの者は委員長の承認を受けるものとする。

(リーダー及びサブリーダー)

第3条 リーダーは、タスクフォースを代表し、その事務を総括する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の時は、その職務を代理する。

(設置期間)

第4条 タスクフォースの設置期間は、委員会で設置を決定した日からタスクフォースの目的が達成されるまでの期間とする。

(会議等活動方法)

第5条 タスクフォースは、必要に応じてリーダーが招集し、活動内容を整理する。

2 タスクフォースは、先進デジタル技術の利活用について、共同して調査、研究及び実証実験並びに普及啓発等を主体的に進める。

3 リーダーは、活動の経過及び成果並びに今後の活動方針等を委員会に報告する。

(庶務)

第6条 タスクフォースの庶務は、リーダーの所属で行う。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、タスクフォースの設置に関し必要な事項は委員長が定めるものとし、タスクフォースの運営に関し必要な事項はリーダーが定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月6日から施行する。